

長崎県ケアラー支援推進計画（令和6年3月策定）

アウトライン

計画策定の趣旨

ケアラーが、援助を受ける人とともに安心して人生を送ることができるよう、ケアラーに対する早急な支援体制の強化と併せて、県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立したり、心身が疲弊することのないよう、社会全体で支える機運を醸成していくことが重要である。このため、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するもの。

計画策定の根拠

長崎県ケアラー支援条例第10条第1項の規定による。

計画期間

・7年間（令和6年度～令和12年度）とする。
「長崎県福祉保健総合計画（令和3～7年度）」との一体化を見込み、同計画の期間5年間と、次期改定までの2年間を合算。

計画の主な章立て

第1章 計画策定の主旨

第2章 長崎県におけるケアラーを取り巻く状況

各種統計からみた状況 実態調査の結果概要

第3章 計画の基本的事項

条例の目的・基本理念及び計画の施策体系

第4章 ケアラー支援に関する具体的取組

広報・啓発 ケアラー支援を担う人材の育成

ケアラー支援に関する実施体制の整備

民間支援団体等への支援推進

実態調査結果の計画への反映（第2章）

県民意識調査（ながさきWEB 県政アンケート）

期間 令和5年1月27日～2月13日 回答者 275名（回答率81.4%）

ケアラー実態調査

当事者調査（令和5年7月10日～9月4日）

主に高齢者・障害者をお世話するケアラー 650人が回答

支援機関向け調査（令和5年8月18日～9月29日）

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関 327機関が回答

ヤングケアラー実態調査

児童・生徒調査（令和5年6月30日～8月1日）

公立小・中・高等学校の児童生徒 23,637人が回答

教育機関向け調査（令和5年8月10日～9月19日）

公立小・中・高等学校 513校が回答

実態調査結果のまとめ

- 「ケアラー」に関する社会的認知度の向上
県民に対する認知度の向上
支援機関への理解促進
- 包括的な相談・支援体制の構築（相談につなげる・支援につなげる）
相談につながっていない（潜在化している）方への対応
支援が困難な（支援に繋げにくい）方への対応（対応力向上）
- お世話と仕事などケアラー本人の生活との両立
- ケアラー支援のニーズに応じた多様な資源の周知・活用・掘り起こし

計画の施策体系（条例に基づく4つの柱）（第3章、第4章）

多分野が連携して取り組む施策を中心に以下の4つの柱で構成する。

個別分野施策については、分野別に策定されている既存の各種計画に沿って、ケアラー支援の視点も取入れ推進する。

1 ケアラー支援に関する広報・啓発

ケアラーについて身近な問題であることを広く県民に知っていただくための普及啓発を行うとともに、ケアラーが自らの悩みや負担について気づき、相談できることを知っていただく取組を推進する。

「ケアラー自身」が悩みや負担に気づき、相談ができる取組の推進
「社会全体」のケアラーに対する理解を深める取組の推進

2 ケアラー支援を担う人材の育成

ケアラーの発見や相談対応、及び支援には、ケアラーを取り巻く行政や関係機関、教育機関等の多様な関係者が連携しながら関わっていくため、ケアラー支援に関する研修等の機会を多面的に設けることにより、ケアラー支援を担う人材を幅広く育成する。

相談、助言、日常生活の支援などケアラー支援を担う人材の育成

3 ケアラー支援に関する実施体制の整備

ケアラーの地域での孤立防止や、お世話と仕事の両立支援に繋げるため、早期発見の取組を強化し、ケアラー支援に関する身近な相談先の明確化と周知を図る。

また、市町及び様々な主体が実施する各種サービス情報を、支援を必要とするケアラーに届くよう整理し、その活用促進を図るとともに、相談及び支援にあたっては、ケアラーに寄り添う様々な協議体を活用しながら関係者の連携強化を図る。

早期発見・相談支援体制の整備

・ケアラーの実態把握や早期発見

・ケアラーが相談しやすい環境づくり（相談先の周知・明確化）

ケアラーの多様なニーズに応じるサービスの活用促進

ケアラー支援に関わる関係者・関係機関間の連携体制の整備

4 民間支援団体等への支援

県内で活動している、同じような悩みを抱えるケアラーの交流拠点や相談支援等、多様な民間支援団体や当事者団体の現状を把握し、団体等による取組を県民に周知するとともに、団体等への情報提供や必要な助言等の支援を行う。

また、ケアラー支援に関して、地域共生の視点を意識した助け合い活動の創出等を支援する取組を推進する。

民間支援団体等への情報の提供、助言等の取組の推進

地域共生の視点を意識した助け合いの地域づくりの推進

本計画で策定した各種施策を効果的に推進するため、庁内の政策評価制度や「長崎県ケアラー支援に関する有識者会議」を活用
計画の中間見直しを令和7年度に実施予定